

お知らせ

H23.6.2
子育て支援課
(内線3662)

平成22年度の県内の児童虐待相談対応及び
被措置児童等虐待の状況等について(速報)

平成22年度の

県内児童相談所及び市町で対応した児童虐待の対応件数《別紙1》
県内における被措置児童等虐待の状況等《別紙2》

について取りまとめたので、お知らせします。

《別紙 1》

平成22年度の愛媛県内児童相談所及び市町で対応した児童虐待の対応件数について

平成22年度において、児童相談所及び市町が対応した児童虐待の対応件数について、別紙のとおり取りまとめたのでお知らせします。

なお、概要は下記のとおりです。

記

1 児童相談所における相談対応件数

県内3か所の児童相談所において相談対応した件数は、312件で、前年度の272件に比べて40件増加（14.7%）しました。

虐待の内容別では、

身体的虐待が154件（49.4%）で最も多く、次いで、ネグレクトが79件（25.3%）、心理的虐待が70件（22.4%）、性的虐待が9件（2.9%）となっています。

主たる虐待者別では、

実母が192件（61.5%）、実父が77件（24.7%）となっています。

虐待相談の年齢構成別では、

小学生が121件（38.8%）、3歳から学齢前が69件（22.1%）、0歳から2歳が48件（15.4%）となっています。

一時保護を行った件数は、61件となっています。

相談対応件数の増加については、虐待相談の経路として「近隣・知人」からの件数が増加しており、これは、昨年夏、大阪市で幼い姉弟がマンションに放置され遺体で見つかった悲惨な事件が大きく報じられたこと等により、児童虐待に対する県民の意識が高まり、児童の安全確保のための積極的な通告が行われたことが一因として考えられます。

2 市町における相談対応件数

県内20市町に相談のあった件数は445件で、そのうち児童相談所へ送致等せず市町が単独で対応した件数は258件で、前年度の152件に比べて106件増加（69.7%）しました。

（市町が単独で対応した258件の内訳）

虐待の内容別では、

ネグレクトが127件（49.2%）、次いで、身体的虐待が91件（35.3%）、心理的虐待が38件（14.7%）となっています。

主たる虐待者別では、

実母が188件（72.9%）、実父が41件（15.9%）となっています。

被虐待児の年齢別では、

小学生が99件（38.4%）、3歳から学齢前が77件（29.8%）、0歳から2歳が46件（17.8%）となっています。

《別紙 2》

平成22年度の愛媛県における被措置児童等虐待の状況等 について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、平成22年度に本県で生じた被措置児童等虐待の状況等について、次のとおり公表します。

記

1 被措置児童等虐待の状況

1 件

県では、関係者から聞き取り調査等を行い、事実を認定しました。その調査結果を県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置専門部会に報告し、その意見を踏まえ、本事案について、施設に対し、虐待防止の徹底、再発防止への具体的取組等を指導しました。

2 被措置児童等虐待事案の状況

- (1) 被害児童 男3名(小学生1名、中学生2名)
- (2) 事案概要 社会的養護関係施設の指導員(1名)が、児童に対して、注意・指導を行った際に生じた不適切な対応で、身体的虐待に該当するものと認定しました。

児童福祉法

第三十三条の十六 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

児童福祉法施行規則

第三十六条の三十 法第三十三条の十六 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
- 八 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
- 二 法第十二条の四 に規定する児童を一時保護する施設又は法第三十三条第一項 若しくは第二項 の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

児童相談所における虐待相談対応状況(期間:22.4.1-23.3.31)

1 一時保護件数(委託含む)

17年度	41
18年度	50
19年度	52
20年度	81
21年度	60
22年度	61

2 対応状況

	児童福祉施設に 入所措置等	継続指導	その他	合計
17年度	23	273	21	317
18年度	20	239	2	261
19年度	30	231	21	282
20年度	49	275	10	334
21年度	19	206	47	272
22年度	42	201	69	312

17年度、継続指導と施設入所の二重対応6件有り
 18年度、継続指導と施設入所の二重対応3件有り
 19年度、継続指導と施設入所の二重対応4件有り
 20年度、継続指導と施設入所の二重対応15件有り

3 相談経路

	家族	親戚	近隣・知 人	児童本 人	福祉事 務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
17年度	34	18	56	1	50	16	13	10	20	31	38	24	311
18年度	23	16	51	1	47	2	0	11	8	37	27	35	258
19年度	28	11	61	2	37	7	0	8	10	49	33	32	278
20年度	40	7	42	7	40	3	0	27	21	69	29	34	319
21年度	18	19	41	2	28	7	2	13	4	88	28	22	272
22年度	31	24	66	2	25	3	2	17	4	83	24	31	312

4 主な虐待者

	実父	義父	実母	義母	その他	計
17年度	76	7	198	1	29	311
18年度	63	12	161	7	15	258
19年度	73	11	176	2	16	278
20年度	75	15	208	6	15	319
21年度	76	26	151	2	17	272
22年度	77	38	192	1	4	312

5 被虐待児の年齢・相談種別

	身体的 虐待	ネグレ クト	性的虐 待	心理的 虐待	合計	
0~2歳	17年度	17	16	0	22	55
	18年度	15	20	0	16	51
	19年度	14	27	0	16	57
	20年度	24	24	3	6	57
	21年度	28	8	0	10	46
	22年度	22	18	1	7	48
3歳以上 (学齢前 児童)	17年度	18	25	0	37	80
	18年度	17	21	0	18	56
	19年度	19	31	0	20	70
	20年度	34	22	3	18	77
	21年度	20	13	0	13	46
	22年度	35	15	3	16	69
6~12歳 (小学生)	17年度	55	53	1	24	133
	18年度	35	47	2	23	107
	19年度	49	48	0	16	113
	20年度	37	57	6	22	122
	21年度	51	38	2	23	114
	22年度	58	35	1	27	121
13~15歳 (中学生)	17年度	20	7	2	8	37
	18年度	9	13	1	9	32
	19年度	8	15	0	4	27
	20年度	22	16	6	4	48
	21年度	26	18	0	5	49
	22年度	32	7	4	17	60
16~18歳 (高校生 等)	17年度	1	4	1	0	6
	18年度	7	3	0	2	12
	19年度	9	1	1	0	11
	20年度	10	3	2	0	15
	21年度	8	7	0	2	17
	22年度	7	4	0	3	14
合計	17年度	111	105	4	91	311
	18年度	83	104	3	68	258
	19年度	99	122	1	56	278
	20年度	127	122	20	50	319
	21年度	133	84	2	53	272
	22年度	154	79	9	70	312

117件
(37.5%)

6 児童相談所別対応件数

児童相談所	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
中央児童相談所	216	154	172	142	137	178
東予児童相談所	48	66	68	108	99	75
南予児童相談所	53	41	42	84	36	59
合計	317	261	282	334	272	312

7 養護相談のうち虐待に関する相談対応件数(福祉行政報告例)

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
全国	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932	11,631	17,725	23,274	23,738	26,620	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,210
本県	14	7	7	7	16	93	98	112	124	180	317	317	261	282	334	272

平成22年度分の市町児童虐待相談受付対応状況

	児童虐待相談	左の相談経路		等左記Cのうち児童相談所へ通報した件数 (市町単独で対応した件数)	D欄の内訳 虐待の内容				D欄の内訳 主な虐待者					D欄の内訳 被虐待児の年齢別				
		児童相談所	児童相談所以外		身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	実父	義父	実母	義母	その他	0歳	3歳未満	6歳未満	13歳未満	16歳以上
		A	B		C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
松山市	114	15	99	97	34	33	1	29	15	3	73	1	5	25	24	38	7	3
今治市	76	24	52	35	11	22	0	2	13	6	16	0	0	4	11	12	6	2
宇和島市	22	7	15	2	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0
八幡浜市	27	3	24	9	0	9	0	0	0	0	9	0	0	0	1	5	3	0
新居浜市	62	6	56	20	12	7	0	1	1	0	19	0	0	7	9	4	0	0
西条市	14	3	11	9	4	3	0	2	3	0	4	0	2	0	3	6	0	0
大洲市	34	8	26	26	14	12	0	0	2	0	18	2	4	4	8	9	3	2
伊予市	27	3	24	21	7	12	0	2	2	0	18	0	1	2	8	10	1	0
四国中央市	27	12	15	13	6	6	1	0	3	1	6	0	3	1	4	5	1	2
西予市	10	3	7	2	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0
東温市	27	2	25	20	1	19	0	0	2	0	18	0	0	2	4	9	5	0
上島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久万高原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松前町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
砥部町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内子町	2	0	2	2	0	0	0	2	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0
伊方町	2	0	2	2	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0
鬼北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛南町	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	445	86	359	258	91	127	2	38	41	10	188	3	16	46	77	99	27	9
(参考)21年度合計	332	82	250	152	59	73	2	18	27	6	110	0	9	31	45	58	12	6